平成２９年（フ）第６１号
相模原市中央区淵野辺１丁目２番１号
債務者　石川　利正
1　決定年月日時　平成29年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１８号
静岡県浜松市南区東若林町1457番地ヴィーブル東若林２Ａ
債務者　森下　講二
1　決定年月日時　平成29年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５５４６号
大阪市天王寺区生玉前町５番28号　アンビション三和705号、前住所大阪市天王寺区生玉町12―１　朝日プラザ高津Ⅲ　603号
債務者　上原　幸司
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１号
大阪府吹田市垂水町３丁目29番30―401号
債務者　清井　弓可
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２６号
大阪市浪速区日本橋西１丁目８番６―1004号
債務者　井上　恭兵
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０７号
大阪市鶴見区諸口６丁目４番２―404号
債務者　松尾　年恭
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９９号
大阪市平野区長吉長原３丁目15番28号プリンスハイツＥ　105号、前住所大阪市平野区長吉出戸７丁目９番37号　サンフラワー長吉出戸313号
債務者　杉藤　光則
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１４号
大阪府高槻市富田丘町39番21号
債務者　宮下　麻里
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７９４号
大阪市福島区鷺洲５丁目６番66号、前住所神戸市兵庫区新開地６丁目２番20―405号
債務者　三瀬　温子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９０２号
大阪市西成区玉出西１丁目19番９―406号
債務者　山田　節雄
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２６号
大阪市東成区大今里南１丁目10番14号　マンションアインツⅠ　506号
債務者　伊久美智子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９８３号
大阪市東住吉区針中野２丁目11番15号　メゾン中野501号
債務者　菅　　良幸
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０２７号
大阪府高槻市塚原１丁目９番１号　温心寮
債務者　内山　良子
法定代理人保佐人　西本　哲也
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０４０号
大阪市東淀川区豊新１丁目20番23号大和マンション　302号
債務者　鶴島　定美（旧姓伊勢脇・前田）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０４６号
大阪府箕面市萱野１丁目２番３号
債務者　髙砂　和正
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４８号
大阪市住吉区我孫子東３丁目８番２―903号
債務者　和田　　恩
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８３１号
大阪市浪速区元町１丁目12番12号　ドローム・サンキョウ　701号
債務者　成田巳貴生
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部